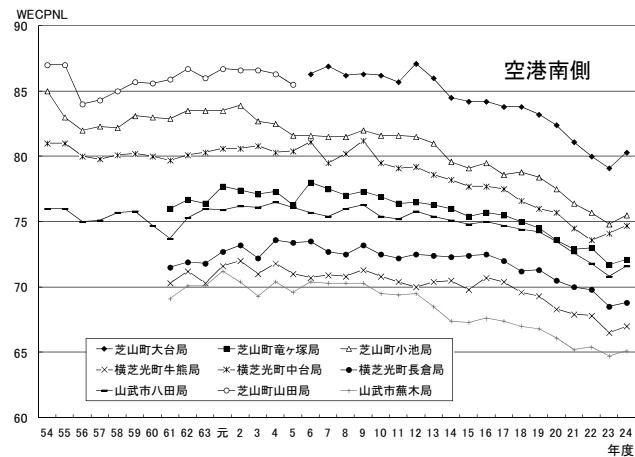
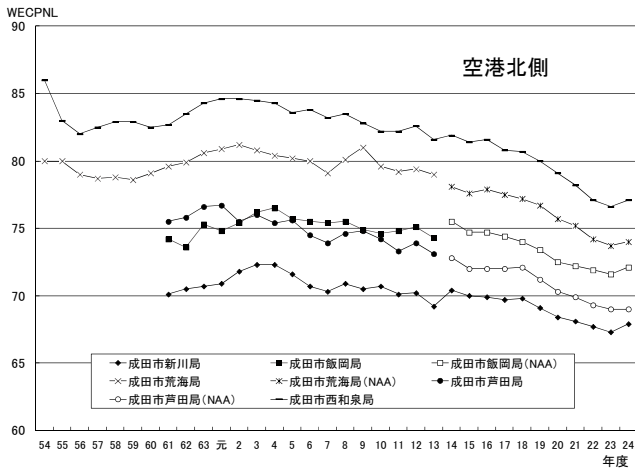
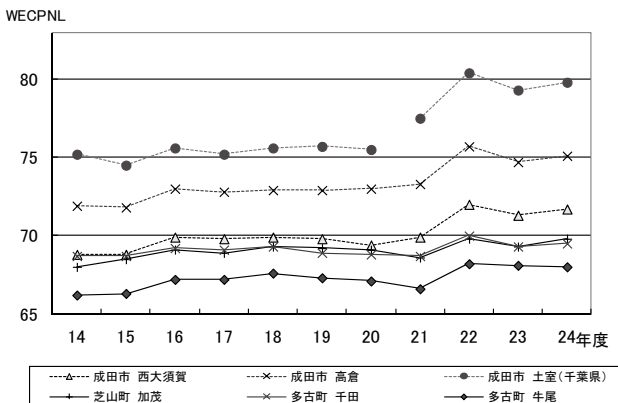


B 滑走路側の固定測定局による年間 WECPNL 値の推移は図表 4-2-13 のとおりで、24 年度はわずかに増加しています。

図表 4-2-12 成田空港 A 滑走路周辺固定測定局における測定結果の推移



図表 4-2-13 成田空港 B 滑走路周辺固定測定局における測定結果の推移



※土室局は 21 年度に移転した。  
 ※21 年 10 月 2500m 滑走路供用開始

## イ 羽田空港の航空機騒音

### (ア) 固定測定局による常時監視

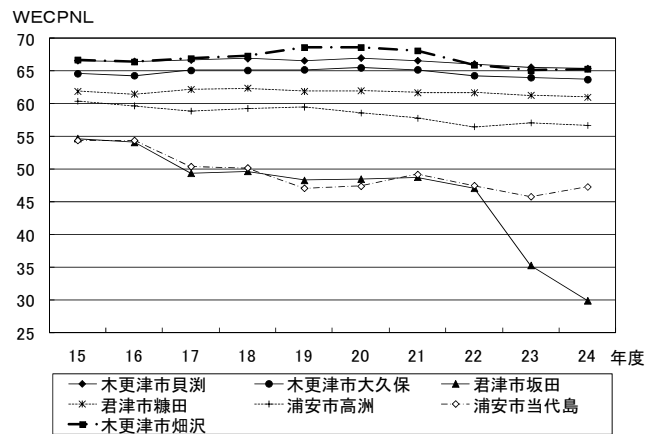
羽田空港における 24 年度の航空機発着便数は、1 日当たり 1,060 便でした。

羽田空港への着陸機の大部分が本県上空を通過することから、県では木更津市、君津市及び浦安市に 2 局ずつ固定測定局を設置し、14 年 1 月から連続測定を実施しています。

現在、木更津市設置の 1 局を合わせ 7 局で常時監視を行っています。24 年度の測定結果では、全局とも環境基準を達成しました。(図表 4-2-14)

なお、25 年度から適用される新たな指標 (\* $L_{den}$ ) で評価した場合でも全局で環境基準を達成している状況です。

図表 4-2-14 羽田空港周辺固定測定局における測定結果の推移



### (イ) 羽田空港再拡張に伴う実態調査

羽田空港 D 滑走路の供用開始 (22 年 10 月) による航空機騒音の実態を把握するため、24 年度は夏季調査を実施しました。その結果、多くの調査地点で WECPNL 値が供用前よりも大きく増加しました。(図表 4-2-15)

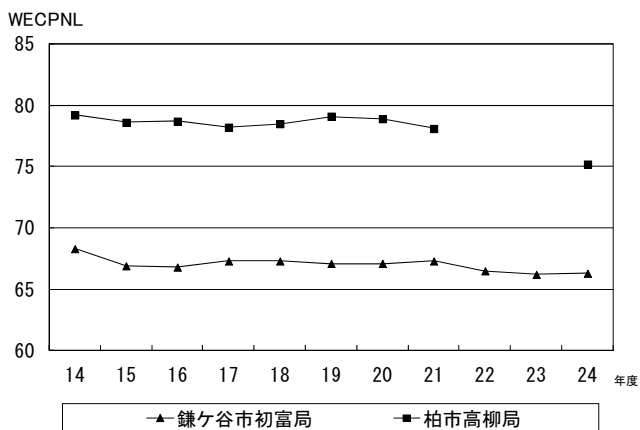
図表 4-2-15 羽田空港再拡張に伴う 24 年度  
航空機騒音実態調査結果

調査地点		WECPNL(一週間平均)	
		夏季	供用前
市川市	大洲幼稚園	55.6	33.4
市川市	信篤小学校	55.2	46.3
船橋市	若松小学校	39.5	42.2
白井市	白井聖地公園	49.8	32.2
千葉市	川戸小学校	61.4	44.3
千葉市	千葉南高等学校	59.6	44.5
千葉市	千葉大宮高等学校	59.9	44.4
四街道市	四街道西中学校	57.4	44.7
市原市	市津公民館	55.3	47.2
木更津市	畔戸排水機場	59.9	58.8
君津市	市民文化ホール	61.7	63.5
富津市	金谷測定局	50.1	46.4

### ウ 下総飛行場の航空機騒音

下総飛行場については、飛行場の南北 2 か所に固定測定局を設置し、昭和 61 年 4 月から連続測定を実施していますが、固定測定局の測定結果は図表 4-2-16 のとおりです。

図表 4-2-16 下総飛行場周辺航空機騒音  
測定結果の推移



※柏市高柳局については、移設のため 22～23 年度の年間値は得られない。

また、3 年度から飛行場周辺の騒音を把握するため、地元市の協力を得て、10 地点で連続 2 週間の調査を実施しています。24 年度の調査では、期間中の WECPNL 値は 45.8～75.0 の範囲にありました。

さらに、固定測定局の測定結果を照合し、各地点の年間 WECPNL 値を推定したところ、

47.9～77.1 の範囲にあり、固定測定局を含め環境基準は 11 地点のうち 9 地点 (82%) で達成されました。

### エ 木更津飛行場の航空機騒音

県では、昭和 53 年に木更津飛行場に係る環境基準の地域類型を指定し、木更津市が航空機騒音の調査を行っています。

24 年度の調査は木更津市久津間にて 9 月 4 日から 9 月 10 日までの 7 日間行われ、1 週間 WECPNL 値の調査結果は、61.7 でした。

### (3) 悪臭の現状

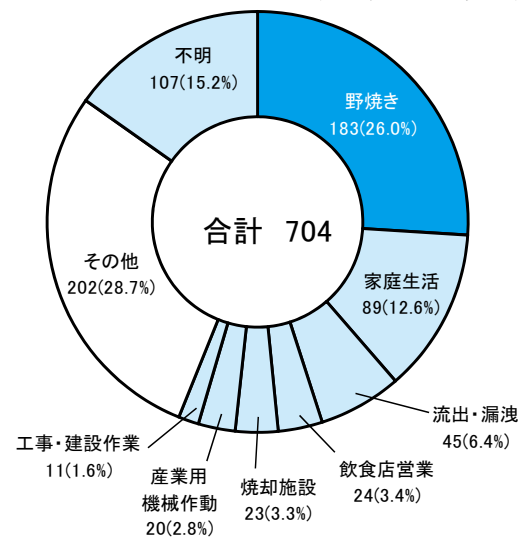
#### ア 悪臭苦情の実態

24 年度の悪臭に係る県及び市町村での苦情受付件数は、704 件 (23 年度 556 件) となっています。(図表 4-2-17,18)

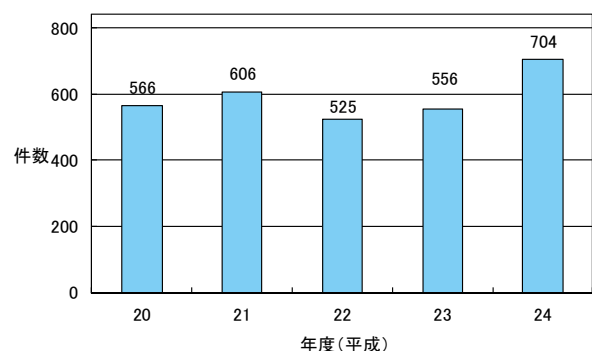
これを発生源別に見ると野焼きが 26.0%と最も多く、次いで家庭生活に起因する臭いが 12.6%となっています。

図表 4-2-17 悪臭に係る苦情の発生源別受付件数

(25 年 3 月末現在)



図表 4-2-18 悪臭苦情受付件数の推移



## イ 畜産農業に係る悪臭

畜産農業に起因する悪臭問題は、家畜飼養規模の拡大や宅地開発等による混在化の伸展等により、都市部に限らず、農村部においても発生しています。

近年、悪臭問題の発生している経営件数は年度により多少の増減はあるものの、120件前後で推移しています。

畜産農業に起因する環境汚染問題の中で、悪臭問題の発生数は最も多く、全体の60%程度を占めています。(図表 4-2-19)

図表 4-2-19 畜産農業に係る悪臭問題発生件数

区分 年度	悪臭問題発生 件数 (A)	内訳				環境汚染問題 件数 (B)	A / B ×100 (%)
		豚	鶏	牛	その他		
15	130	31	15	84	0	217	59.9
16	123	33	18	71	1	198	62.1
17	121	30	22	66	3	187	64.7
18	130	42	19	67	2	182	71.4
19	132	32	23	74	3	199	66.3
20	119	23	20	74	2	204	58.3
21	120	37	15	66	2	199	60.3
22	117	49	14	54	1	212	55.2
23	84	30	9	44	1	144	58.3
24	89	29	24	33	3	134	66.4

注) 畜産環境保全対策推進事業調査結果による。

## 2. 県の施策展開

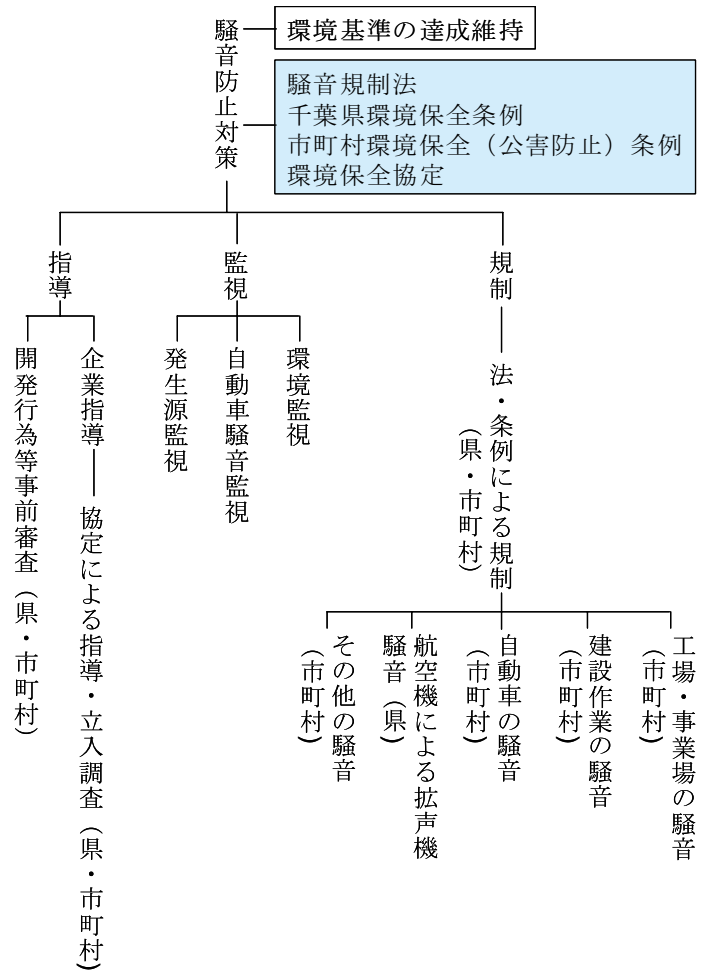
### (1) 騒音・振動の防止

#### ア 騒音防止対策

騒音については、生活環境保全と人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が定められており、その地域類型は知事(市においては市長)が指定することとなっています。

また、騒音防止対策の体系は図表 4-2-20 のとおりです。

図表 4-2-20 騒音防止対策体系図



#### (ア) 規制及び監視

##### a 騒音規制法に基づく規制・監視

「騒音規制法」では知事(市においては市長)が、騒音から住民の生活環境を保全すべき地域を規制地域として指定するとともに、指定地域内の特定施設を設置する工場・事業場(特定工場等)について規制基準を定めることとされています。25年3月31日現在、県内35市11町1村において、「都市計画法」に基づく用途地域を中心に、規制地域の指定がなされています。

一方、市町村長は、指定地域内の特定工場等及び特定建設作業について騒音の調査測定を行い、必要に応じて改善勧告及び改善命令等の行政措置を行っています。

23年度は、特定工場等及び特定建設作業に対する改善勧告はありませんでした。

##### b 市町村環境保全(公害防止)条例に基づく

## 規制・監視

市町村では「環境保全（公害防止）条例」により、法適用対象外の工場・事業場及び建設作業並びに深夜営業飲食店等に係る騒音について規制を行っています。

### （イ）指導

#### a 環境保全協定による指導

協定工場については、細目協定により騒音防止の指導を行っています。

また、これらの工場が施設を新設、増設又は変更する場合にはその計画内容を事前に県及び関係市と協議することとされており、その内容を審査の上、必要な指導を行っています。

24年度の事前協議件数は14件でした。

#### b 工場立地等各種開発行為の事前審査による指導

工場・事業場が県及びその関係機関の造成した工業団地等に進出する場合、県及び関係市町村は計画内容を事前に審査し、騒音対策に必要な措置を講じるよう指導を行っています。

24年度の事前審査件数は2件でした。

### （ウ）近隣騒音対策

近隣騒音は、駐車中の自動車やオートバイの空ぶかし、飲食店等の深夜営業やカラオケ及び家庭でのエアコン、ピアノ等、地域と生活に密着した音が問題となっています。

これらは近隣のコミュニケーション不足からくる心理的、感情的要因が内在している場合も多く、問題の解決を難しくしています。

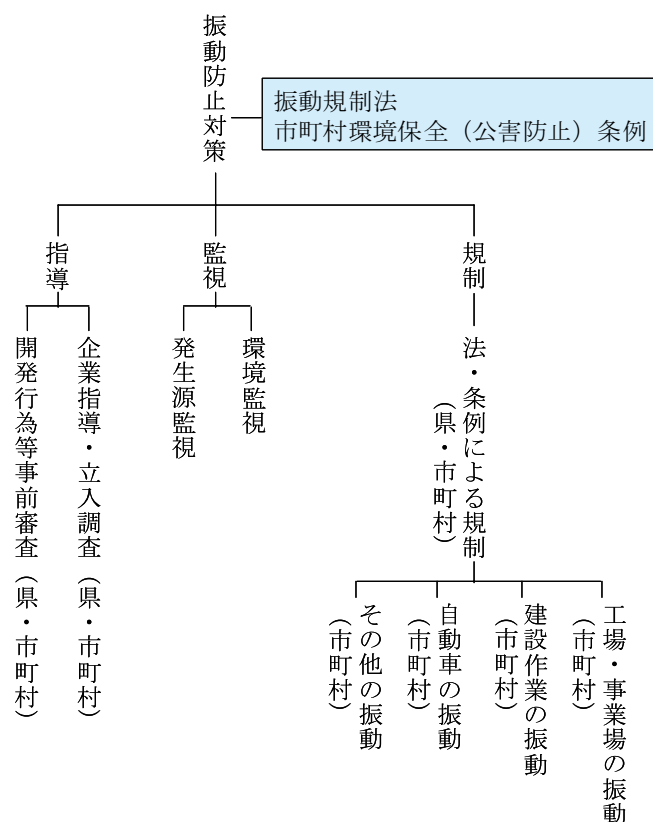
これらの騒音の防止については関係機関の協力を得て、随時啓発活動を行っています。

なお、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」においても、風俗営業及び深夜飲食店営業について、清浄な風俗環境を保持する等の観点から音量規制等の対策が講じられています。

## イ 振動防止対策

振動防止対策の体系を図示すると図表4-2-21のとおりです。

図表 4-2-21 振動防止対策体系図



### （ア）規制及び監視

#### a 振動規制法に基づく規制・監視

「振動規制法」では知事（市においては市長）が、振動から住民の生活環境を保全すべき地域を規制地域として指定するとともに、指定地域内の特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）について規制基準を定めることとされています。

「振動規制法」に基づく振動規制地域の指定については、騒音と同様な考え方で指定が行われており、25年3月31日現在で、35市11町1村の区域において規制地域の指定がなされています。

一方、市町村長は、指定地域内の特定工場等及び特定建設作業について振動の測定調査を行い、必要に応じて改善勧告及び改善命令等の行政措置を行っています。

23年度は、特定工場等及び特定建設作業に対する改善勧告はありませんでした。

#### b 市町村環境保全(公害防止)条例に基づく規制・監視

市町村では、環境保全（公害防止）条例に

より、法適用対象外の工場・事業場及び建設作業等に係る振動について規制を行っています。

### (イ) 指導

工場・事業場が県及び関係機関の造成した工業団地等に進出する場合、県及び関係市町村は計画内容を事前に審査し、振動対策に必要な措置を講じるよう指導を行っています。

24年度の事前審査件数は2件でした。

### ウ 自動車交通騒音及び道路交通振動の対策

自動車交通騒音については、環境基準を達成するための施策の一つとして、「自動車騒音の要請限度」が設定されています。

自動車騒音の要請限度を超えていることにより、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町村長は県公安委員会に道路交通規制等の措置をとるよう要請するほか、必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べる事ができるとされています。

幹線道路の騒音対策には、遮音壁や環境施設帯の整備、低騒音舗装の施工等があり、関係機関が連携を図りながら対策を推進しています。

また、自動車本体からの騒音については、「騒音規制法」第16条第1項の規定により許容限度が定められており、「道路運送車両法」に基づく保安基準により確保されています。10年から13年に逐次騒音規制が強化されてきましたが、国では、さらに、測定法を含めた新たな基準・規制（許容限度）の検討を行っているところです。

さらに、自動車の走行に伴う振動については、道路面の改良・整備等の措置が執られており、良好な環境の維持に努めています。

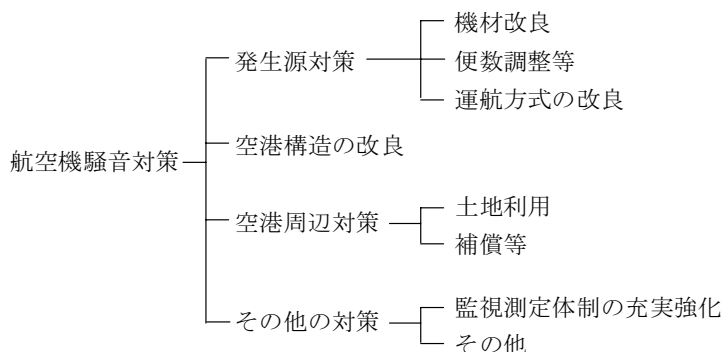
### (2) 航空機騒音の防止

県では、「航空機騒音に係る環境基準」に基づき、昭和53年に成田空港、羽田空港及び木更津飛行場の周辺地域を地域類型指定し、その後

平成3年に下総飛行場の周辺地域について地域類型指定を行いました。

航空機騒音の対策としては、図表4-2-22のとおり発生源対策、空港構造の改良、空港周辺対策、その他の対策があり、国、空港設置者及び県等において体系的に行われています。

図表 4-2-22 航空機騒音対策の体系図



### ア 航空機騒音監視体制

#### (ア) 成田空港の監視測定

空港周辺における騒音の実態を把握するため、関係市町村の協力を得て昭和53年開港以来、測定を行っていますが、14年度からは、県、周辺市町村及び新東京国際空港公団（現：成田国際空港株）の固定測定局を再配置し、（公財）成田空港周辺地域共生財団が一元的に測定データを処理する体制を整えて、環境基準の達成状況の評価と併せて連続測定を行っています。

#### (イ) 羽田空港の監視測定

県では、13年12月に木更津市、君津市及び浦安市各2地点合計6局の固定測定局を設置し、14年1月から航空機騒音の連続測定を開始しました。また、14年4月以降、木更津市が設置した固定測定局1局のデータも合わせて常時監視を行っています。

また、国では、18年8月から、羽田空港からの発着機1機ごとの飛行経路、経路下の騒音値等をインターネット上で公開しています。

#### (ウ) 下総飛行場の監視測定

県では、3年11月の環境基準の地域類型指定後毎年、環境基準の達成状況を把握するための実態調査を実施しており、24年度は地域